平成２１年（フ）第１５３３１号
東京都墨田区菊川２丁目１―12―402
債務者　佐野　　靖
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２号
岡山県備前市日生町日生2234番地
債務者　湊　　孝一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２号
岡山市北区花尻きぎょう町14番地107
債務者　木村　健二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０４号
茨城県つくば市上横場1924―５レオパレス住吉Ａ104、申立時の住所岡山県倉敷市児島小川９丁目５番98号
債務者　山形　孝治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９７号
岡山市中区国富１丁目１―15　メゾン操山112号室、住民票上の住所岡山市中区今在家268番地５
債務者　多田　耕作
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０６号
北海道帯広市新町東６丁目５番地　フラッツ小林102号室、申立時の住所北海道帯広市西11条南２丁目12番地　コーポカネマツ308号室
債務者　岡部　祐典
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
北海道帯広市東４条南７丁目15番地　四条マンション６号室
債務者　渡邊　信夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
北海道河西郡芽室町上美生四線32番地
債務者　竹入　みか
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
北海道河東郡音更町柏寿台２番地38　柏寿台団地78―１棟３号室
債務者　濱口加津子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１５０号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目12番６号　テラス堺田３号
債務者　鄭　　富勇
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９号
山口県光市中島田１丁目17番１号、住民票上の住所山口県光市中島田１丁目18番15号
債務者　髙松　久恵（旧姓川津）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１７２号
福岡県北九州市戸畑区東鞘ケ谷町３番17号、住民票上の住所山口県周南市入船町２番33―608号
債務者　東瀬　治夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２０号
長崎県佐世保市庵浦町2247番地
債務者　山本トミ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
長崎県佐世保市日宇町712番地、申立時の住所長崎県佐世保市天神３丁目600番地13
債務者　峯　　俊治
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
長崎県佐世保市白岳町596番地　アートｉｎメリーハウス207号
債務者　岩本　吉史
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係